

愛媛県県民視点の成果重視政策マネジメント推進会議開催要綱

(開催)

第1条 県が実施する県民視点に立った成果重視政策マネジメントの継続的な改善を図るため、愛媛県県民視点の成果重視政策マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 成果重視政策マネジメントに関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。